

令和2年度 日本学生支援機構奨学金(給付・旧制度)

継続・辞退にかかる手続きについて



成長に、本気。

大阪人間科学大学

令和2年12月

学生課



もくじ

1. 奨学金継続願 … P2～6
2. 手続き書類の確認 … P7～8
3. 書類の作成方法 … P9～12
4. 適格認定 … P13～15
5. 確認リスト … P16～17

1. 奨学金継続願について

「奨学金継続願」の提出、適格認定とは？

「奨学金継続願」の提出

- ・毎年1回、次年度の奨学金継続希望の有無を機構に提示する必要があります。
- ・提出(入力)が確認できない場合は、令和3年4月から給付奨学金の振込みが止まります。

適格認定

- ・学校が、提出された「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、適格基準に基づき奨学金継続にかかる必要な措置を取ること



適格認定の結果によっては、給付奨学金の支給が廃止(打ち切り)となります。
(日本学生支援機構が給付の可否を決定する)

3. 奨学金継続願の提出方法

スカラネット・パーソナルから
「給付額通知」の内容を確認



「『奨学金継続願』入力準備用紙」に記入



スカラネット・パーソナルから
「奨学金継続願」を提出(入力)

手続き上の留意点①

期限までに「奨学金継続願」を提出しないと…



「**廃止**」となり奨学生の資格を失う



4月以降の奨学金は振込まれない

手続き上の留意点②

奨学金の継続を希望しない場合は…



「奨学金継続願」を入力する際に
◎ 奨学金の継続を希望しません を選択する



4月以降の奨学金は**辞退**となる

2. 手続き書類の確認

手続き書類

「給付奨学金継続願」の提出手続きについて

日本学生支援機構 給付奨学金 (入カ) 給付(印刷版)

「給付奨学金継続願」の提出手続きについて

はじめに

- 給付奨学生は、毎年1頁、次年度も継続して給付奨学金を希望することについて、届出する必要があります。これを「給付奨学金継続願」の提出(入カ)手続きといえます。
- 提出(入カ)が確実でない場合は、令和3年4月から給付奨学金の返込みが止まり、給付奨学生の資格を失ふこととなります。必ず学校の定めた期限内に提出(入カ)してください。
- 学校は、給付奨学生の学修状況や生活状況から、引き続き給付奨学生としての適性を有しているか否かを判定し、繼續に報告します。繼續は、学校からの報告に基づき、学業成績等に応じて給付奨学金の継続にかかる必要な措置をとります。この判定を「適格判定」といいます。
- 適格判定の結果によっては、給付奨学金の支給が中止(打ち切り)も停止となります。
- 状況によっては、受給済みの給付奨学金について返還が必要となる場合があります。(詳細は、4頁の表を参照)

手続きの流れ

(1) スカラネット・パーソナル(以下「スカラPS」)で「給付願通知」の内容を確認

「給付奨学金継続願」はスカラPSを経由して提出(入カ)しますので、スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。
 ◆スカラPSの登録について⇒<https://scholar-ps.sas.iasso.go.jp/>

(2) 「給付奨学金継続願」の提出(入カ)準備

届出の防止や円滑な入カのために、「入カ準備用紙」(2～3頁)を作成してください。
 また、以下に該当する者は4頁「提出書類について」を参照し書類を用意してから、入カを開始してください。※「社会的賠償を創成とする人」として採用された者は、書類の用意は不要です。

- 給付奨学生番号が617から始まる者
- 給付奨学生番号が18から始まる者
- 給付奨学生番号が19から始まる者(注)
- 給付奨学生番号が20から始まる者(注)

→ 「提出書類について(4頁)」の①が必要

- 自宅外月額の支給を受けている人

→ 「提出書類について(4頁)」の②が必要

(注) 519・520から始まる者は、生計を維持している人のマイナンバーが「未提出」の通知・生計を維持している人の人物の変更が生じる場合のみ

(3) スカラPSより「給付奨学金継続願」を提出(入カ)

インターネット環境がある端末を用意できない場合は事前に学校に相談してください。

提出(入カ)開始 令和__年__月__日から(※)

提出(入カ)締切 令和__年__月__日まで(※)

入カ時間 8:00～25:00

※ 本邦発日提出(入カ)できます。
 令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間は、卒業地のため提出(入カ)できません。

○ 提出(入カ)完了後は、学校の指示にない、創成は書類を提出してください。

「給付奨学金継続願」入力画面の推奨環境
 OS(オペレーティング・システム)：Windows 8.1、Windows 10、iOS 11以上、Android OS 8.0以上
 ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト)：Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome
 ※ Android版Google Chrome、iOS版Safariのみ対応しています。
 ※ OS：Mac系、ブラウザ：Firefox/PC版Google Chrome等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

未提出者は廃止! 「給付奨学金継続願」が未提出のまま提出(入カ)期限が過ぎると、継続する意思がないと判断され、給付奨学生としての資格を失います。

学費・実習費一覧表

日本学生支援機構奨学金 継続願
学費・実習費一覧表

- ＜得意な項目を選んで＞
- 学費・実習費は、「奨学金継続願(入力準備用紙)」2～3ページ、あなたの支出欄の「1)学費」欄に記入してください。
(1万円未満は切り捨てて記入してください。)
 - 実習費を納入した学生は、学費に実習費を加えた額を「1)学費」欄に記入してください。
(1万円未満は切り捨てて記入してください。)
 - 年次や学科・専攻によって学費・実習費の額が異なるため、下記の欄を参照しながら記入してください。
 - 学費の返納・分納を申し出ている学生や、奨学金減額を受けている学生は、自分が納入した分だけ記入してください。
 - 1年次生で入学金(20万円)を納入した学生及び3年次編入生は、「その他」欄に書めてください。
(指定校推薦入試やアットリー入試等で入学金が免除された学生は書かないでください)

1. 学費(授業料、施設費、実習費、海旅料、雑費)が書かれています。

学科	年次			
	1年次 ※入学金 20万円 (※免除あり)	2年次	3年次	3年次編入 ※入学金 20万円 (※免除あり)
社会福祉学科	129万円	109万円	109万円	115万円
子ども発達学科	131万円	109万円	109万円	115万円
健康心理学科(心理学科)	129万円	109万円	109万円	115万円
医療福祉学科 介護福祉専攻		113万円	113万円	
医療福祉学科 医療福祉専攻	168万円	138万円	138万円	
医療心理学科 臨床発達心理専攻		109万円	109万円	
医療心理学科 実習実務専攻	178万円	142万円	142万円	
作業療法学科	178万円			
理学療法学科	178万円	158万円	158万円	
入学金	75万円			

※学費1年次生は新入生奨学金(オリエンテーション費(2万円)を含む。

書類は大学HPからダウンロード・印刷のうえ、ご準備ください。

3. 書類の作成方法について

入力準備用紙 注意するポイント【給付奨学金(旧制度)】

準備用紙2ページ

『給付奨学金継続願』入力準備用紙 給付(旧制度)

「給付奨学金継続願」を提出(入力)する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1 / 6 画面

A-給付奨学金継続願について
「給付奨学金継続願」は、次年度の給付奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。
この願出の記入内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が給付奨学金継続の可否等を判断します。願出を提出しても必ず継続して給付されるとは限りません。

B-誓約欄
日本学生支援機構理事長 殿
給付奨学金継続願の提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

西暦 年 月 日 氏名(全角カナ) 姓(15文字以内) 名(15文字以内)

年月日(西暦) 年 月 日生 半角数字

C-あなたの個人情報

「給付奨学金の継続を希望しません」を選択し

誓約欄の誓約日付は入力当日の日付を西暦で正しく入力してください。(半角数字)
(例) 2020年12月15日

入力準備用紙 注意するポイント【給付奨学金(旧制度)】

準備用紙3ページ

○(4)4. に最初に表示されている人が主として生計を維持している人になり、生計を維持している人はその人1人です

3. 現在、主として生計を維持している人(父、母、祖父、祖母など)の氏名等と家計状況(市区町村民税所得割額)等を記入、確認してください。表示内容に変更がある場合は、修正してください。(必須)

主として生計を維持している人に変更はありませんか(人物の変更)

人物の変更はありません 人物の変更があります

人物の変更はありませんが、姓の変更があります

人物の変更はありませんが、生年月日の訂正があります

2019年度以降採用者は、名の変更は行えません。改名や誤登録により名の変更が必要な場合は、学校に申し出てください。

2019年度以降採用者は、マイナンバー提出状況が「提出済」かつ「人物の変更はありません」を選択した場合は、住民税(非)課税証明書の提出は不要です。マイナンバー提出状況が「提出済」でも「人物の変更があります」を選択した場合は、住民税(非)課税証明書の提出が必要です。

1)主として生計を維持している人の氏名

姓 名

氏名(漢字)

氏名(カナ)

マイナンバー提出状況 ←

2)主として生計を維持している人の生年月日 和暦 年 月 日

3)あなたとの続柄

4)1)~3)の内容に相違ありませんか 相違ありません

2019年度以降採用者で、マイナンバー提出済かつ人物の変更なしの場合は記入(入力)は不要です。

5)市区町村民税所得割が非課税ですか 非課税で

6)市区町村民税所得割が非課税でない場合 市区町

所得割額が0円でない(非課税でない)場合は、証明書類に記載の金額を記入(入力)します。
 (注)政令指定都市にお住まいの方は、政令指定都市以外の標準税率(税源移譲前)に基づく市民税所得割額を入力します。
 ・非課税の場合は記入(入力)は不要です。

政令指定都市とは、どこですか？

入力準備用紙4ページに記載されています。

※ 生計を維持している人が政令指定都市にお住まいの場合 政令指定都市以外の標準税率(税源移譲前)に基づいた所得割額が記載された証明書をご用意ください。

準備してください。

月書を準備してください。

額が分かる証明書が必要です。

「提出済」の者は提出不要です。
 場合は、変更後の生計を維持している

学認定を受けます。

政令指定都市
 大阪市 名古屋市 堺市
 京都市 横浜市 神戸市
 北九州市 札幌市
 川崎市 福岡市 広島市
 仙台市 千葉市
 さいたま市 静岡市
 新潟市 浜松市 岡山市
 相模原市 熊本市

政令指定都市は入力準備用紙4ページに記載されていますので、そちらを参照してください。

4. 適格認定について

適格認定について(3つの認定区分)

適格認定の3つの要素

① 人物

- ・生活全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、修学の目的及び将来の展望を持っており、将来良識のある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

② 学業

- ・修業年限で確実に卒業又は修了できる見込みがあること。

③ 経済状況

- ・修学を継続するために引き続き給付奨学金の支給が必要と認められること。

適格認定について(4つの認定区分)

適格認定の4つの認定区分

① 廃止

- ・ 給付奨学金の支給を取り止めます。

② 停止

- ・ 給付奨学金の支給を停止します。
- ・ 学校を通して「処置通知」を交付します。
- ・ 停止事由(学業不振等)がなくなったと認められた場合は、支給を再開することがあります。

③ 警告

- ・ 給付奨学金の支給は継続します。
- ・ 学校を通して「処置通知」を交付します。
- ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」又は「停止」となることがあります。

④ 継続

- ・ 給付奨学金の支給を継続します。

5. 確認リストについて

☑確認リスト

- 提出期限を守りましょう。
【提出期限】 令和3年 1月 22日(金)
- スカラネット・パーソナルに登録済です。
【未登録の方】
<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/> にアクセスし、新規登録を早目に済ませておいてください。
- 給付額通知の記載内容を確認しました。
【未成年の方】
親権者の方に内容を確認してもらってください。
- 「『奨学金継続願』入力準備用紙」の記入に基づき、奨学金継続願を提出しました。
【受付番号(16桁)を確認】(年 月 日提出)